

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

図郭割図 (河辺・雄和)

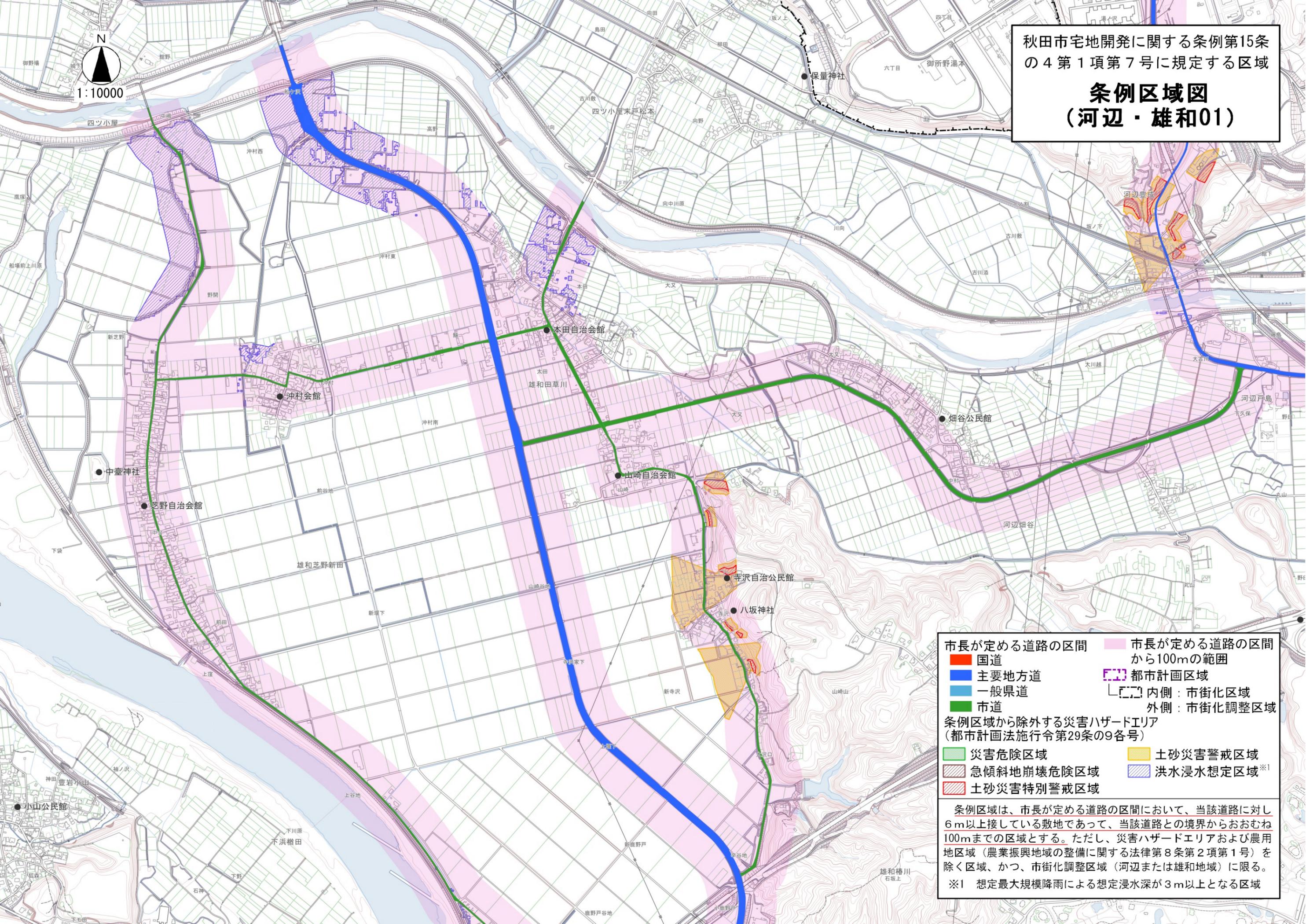
- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 市長が定める道路の区間 | 市長が定める道路の区間から100mの範囲 |
| ● 国道 | ■ 都市計画区域 |
| ■ 主要地方道 | □ 内側：市街化区域 |
| ■ 一般県道 | □ 外側：市街化調整区域 |
| ■ 市道 | 災害ハザードエリア(都市計画法施行令第29条の9各号) |
| ■ 災害危険区域 | ■ 土砂災害警戒区域 |
| ■ 急傾斜地崩壊危険区域 | ■ 洪水浸水想定区域※1 |
| ■ 土砂災害特別警戒区域 | |

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)を除く区域、かつ、市街化調整区域(河辺または雄和地域)に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和01)

N
 1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

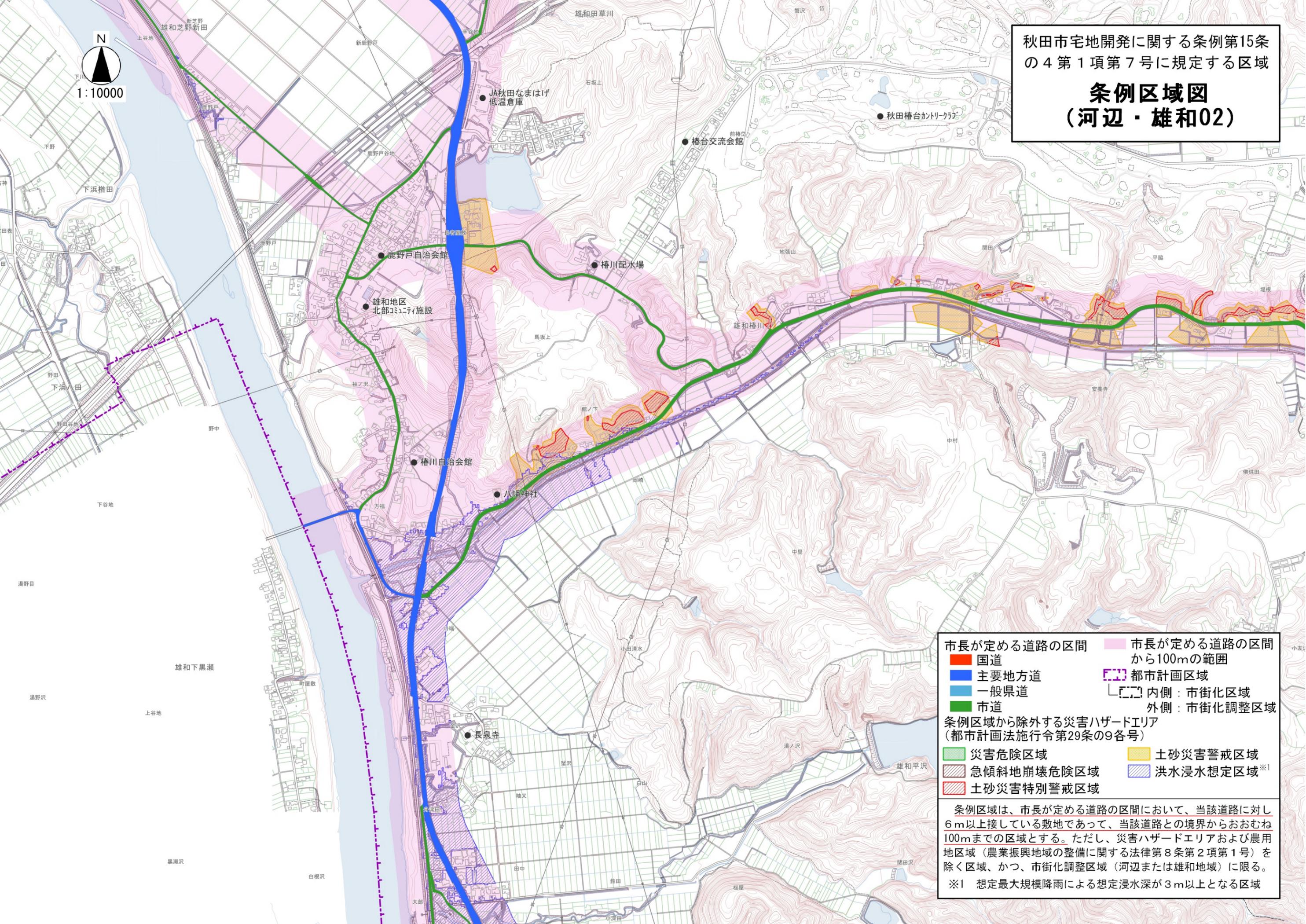
■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和02)



市長が定める道路の区間 ● 国道 ● 主要地方道 ● 一般県道 ● 市道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲 ● 都市計画区域 ┌──┐ 内側：市街化区域 └──┘ 外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	
● 災害危険区域 ● 急傾斜地崩壊危険区域 ● 土砂災害特別警戒区域	● 土砂災害警戒区域 ● 洪水浸水想定区域※1

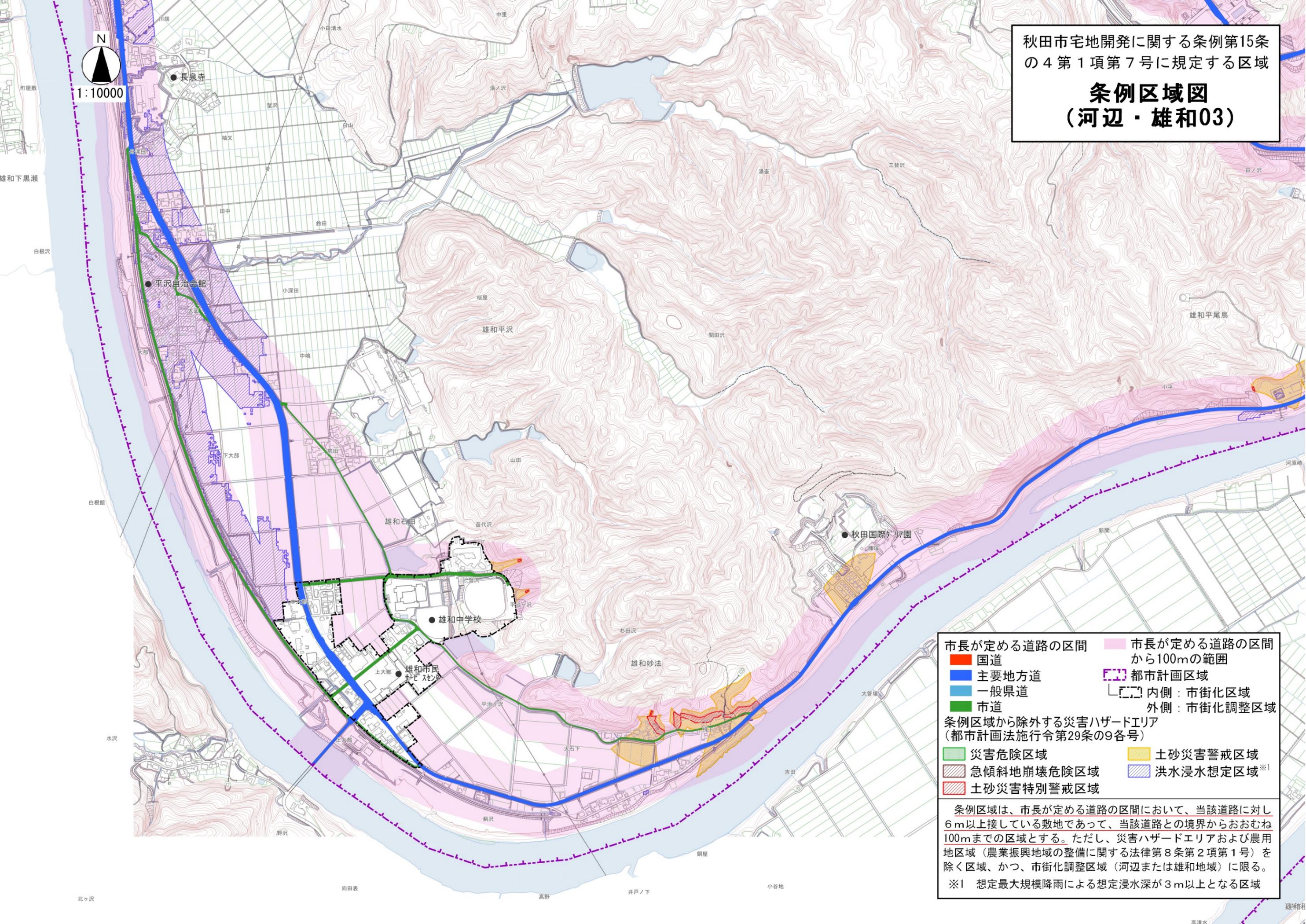
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和03)

N
1:10000



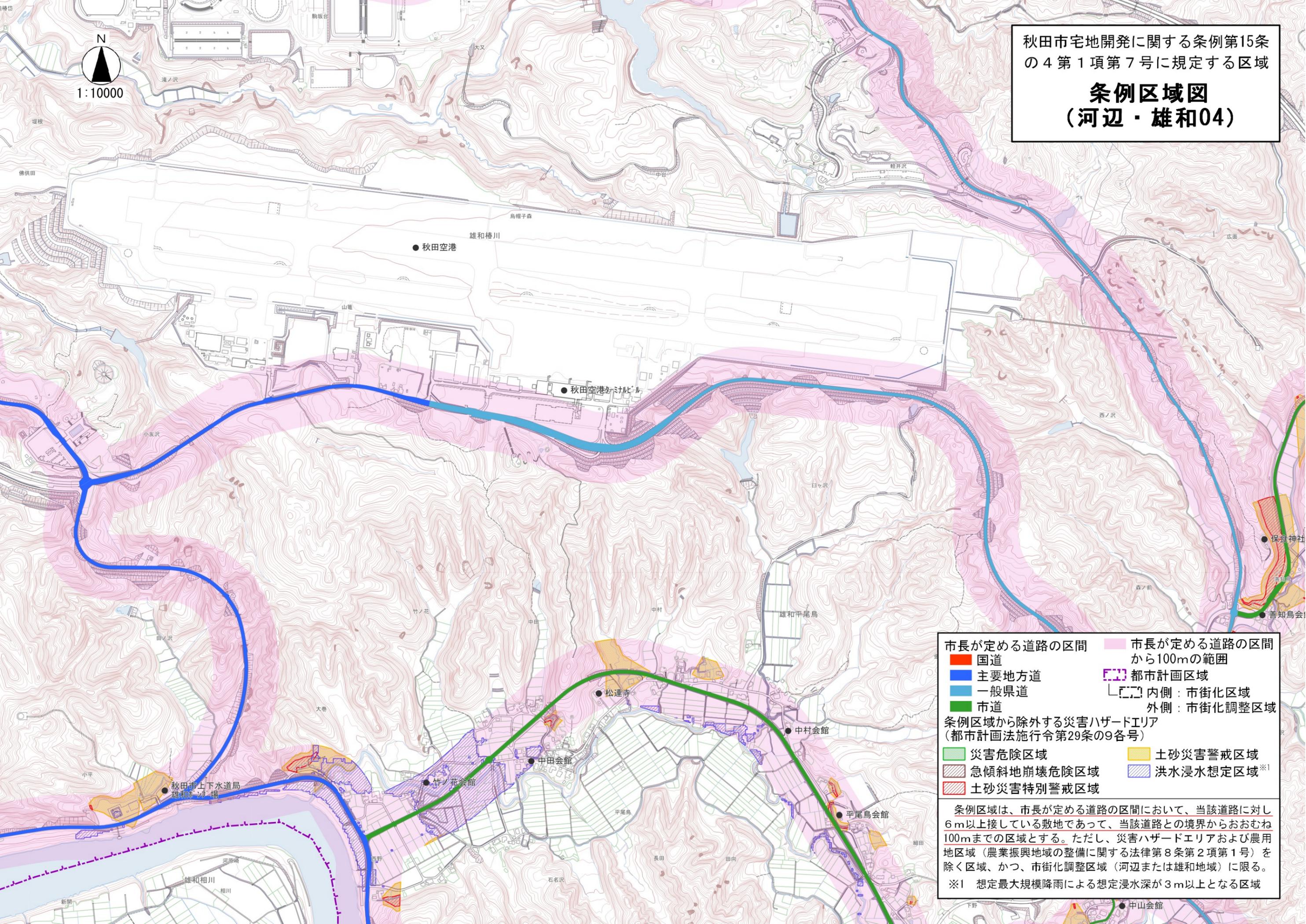
市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	
■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和04)

N
 1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

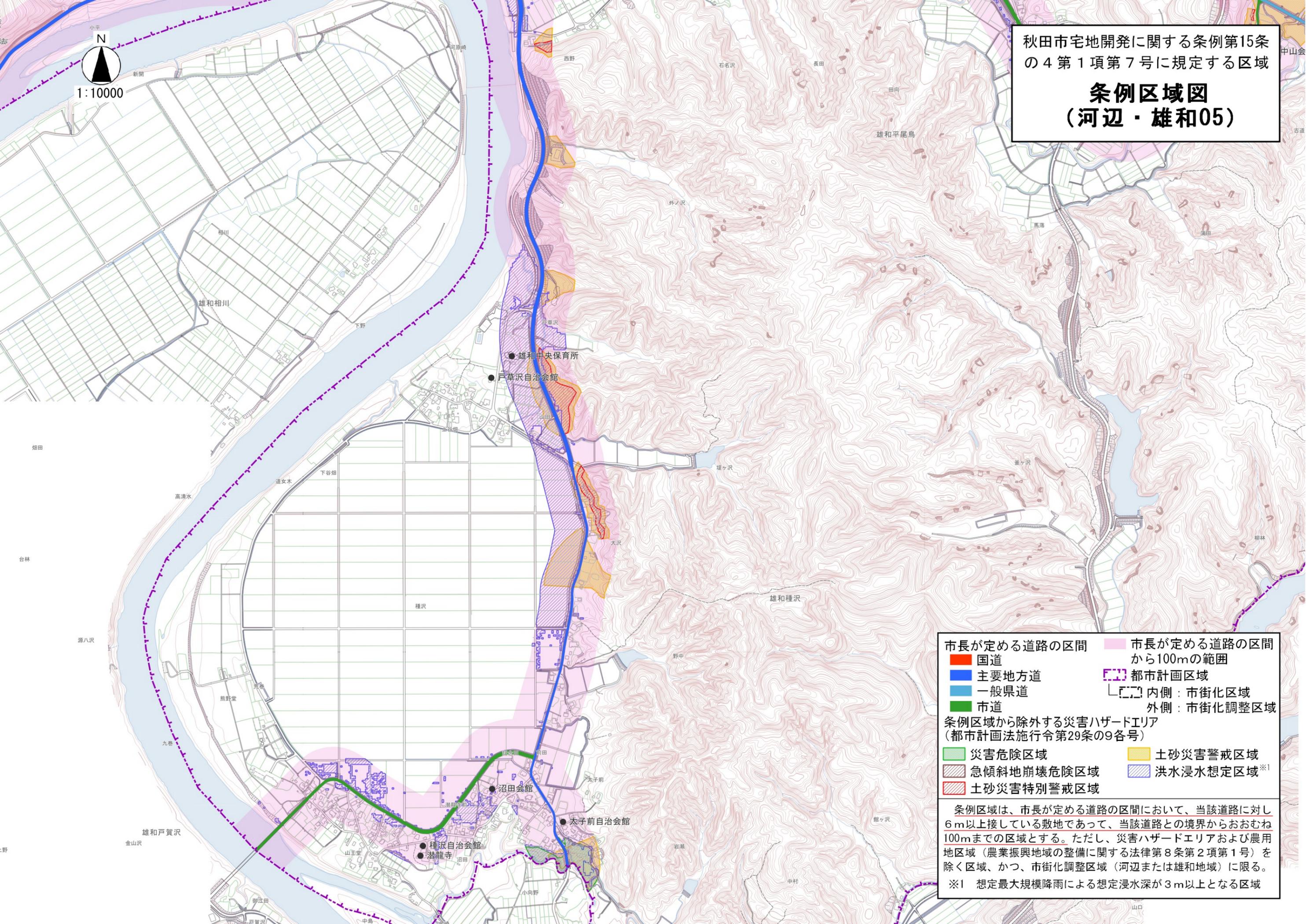
条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和05)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

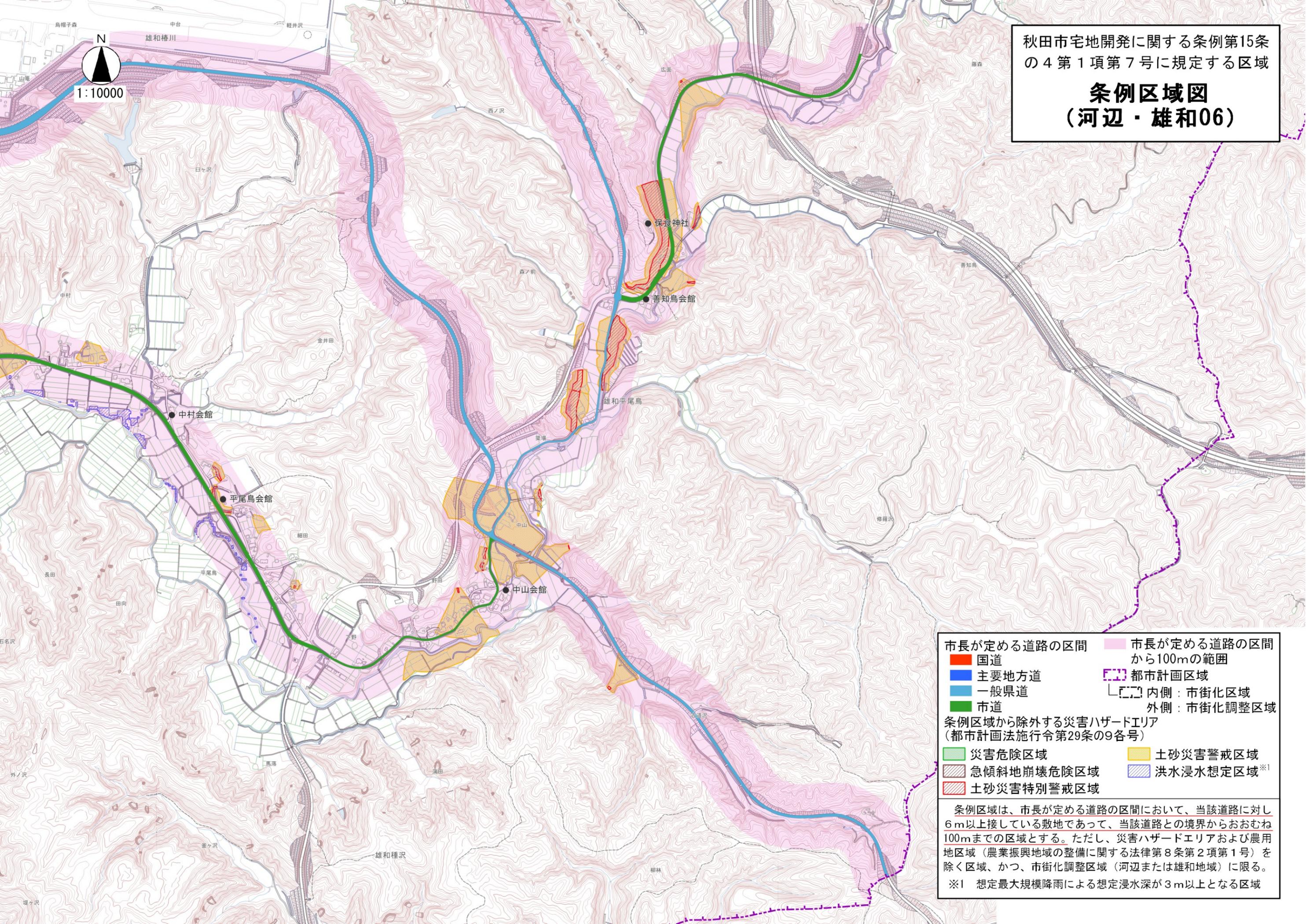
■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和06)



市長が定める道路の区間 ● 国道 ● 主要地方道 ● 一般県道 ● 市道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲 ● 都市計画区域 ┌──┐ 内側：市街化区域 └──┘ 外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	● 災害危険区域 ● 急傾斜地崩壊危険区域 ● 土砂災害特別警戒区域
	● 土砂災害警戒区域 ● 洪水浸水想定区域 ^{※1}

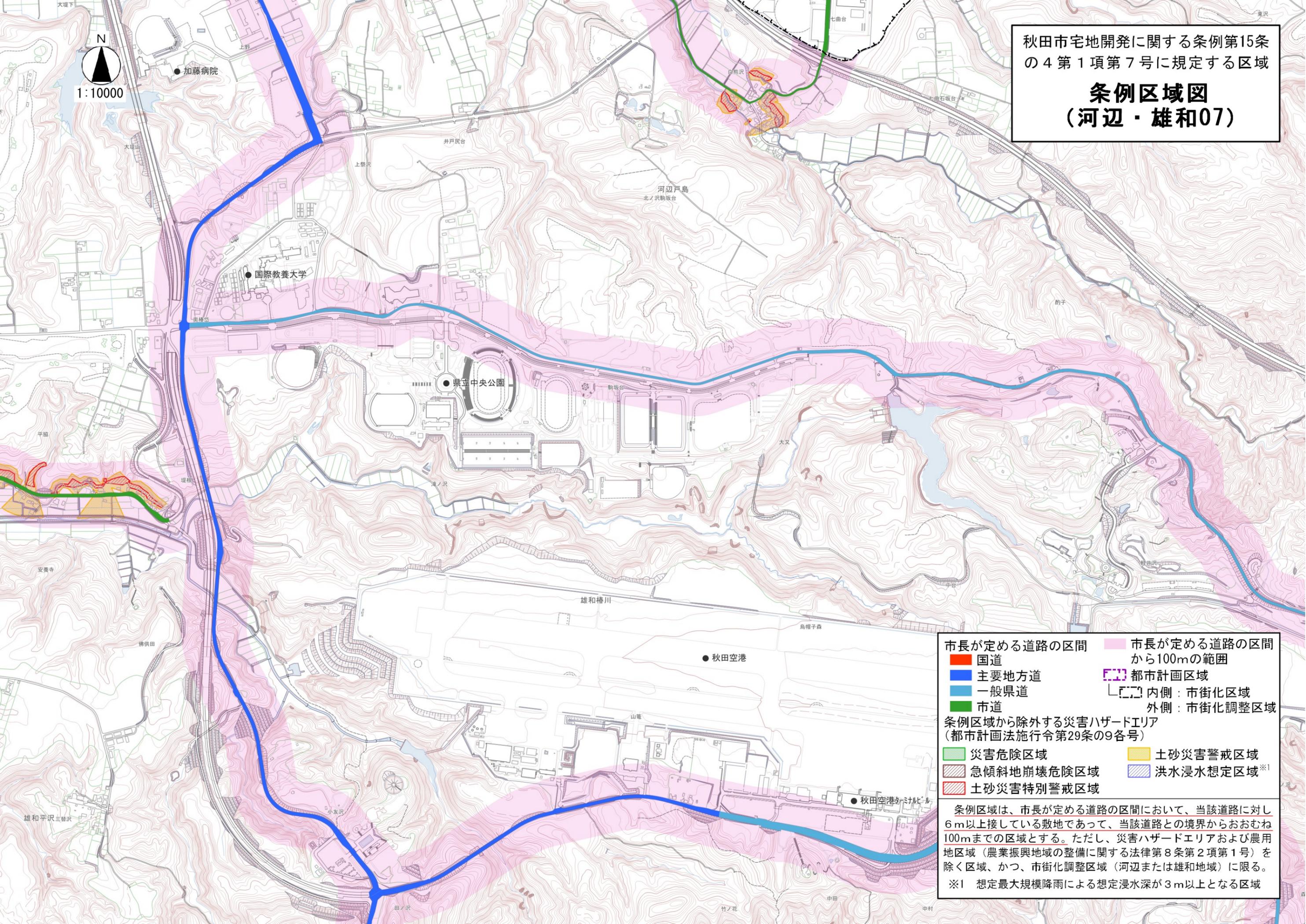
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和07)

N
1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

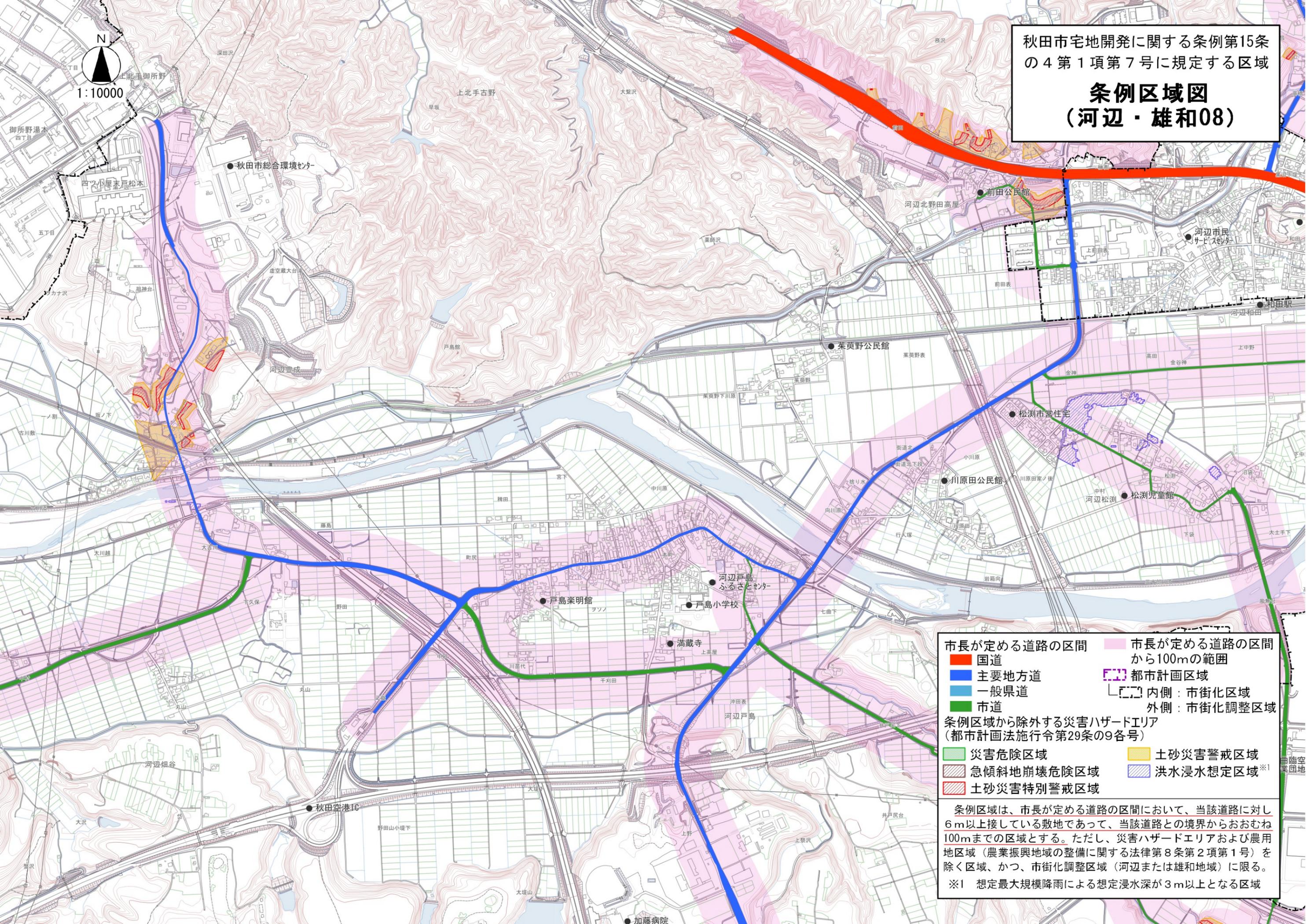
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和08)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
● 主要地方道	□ 内側：市街化区域
● 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

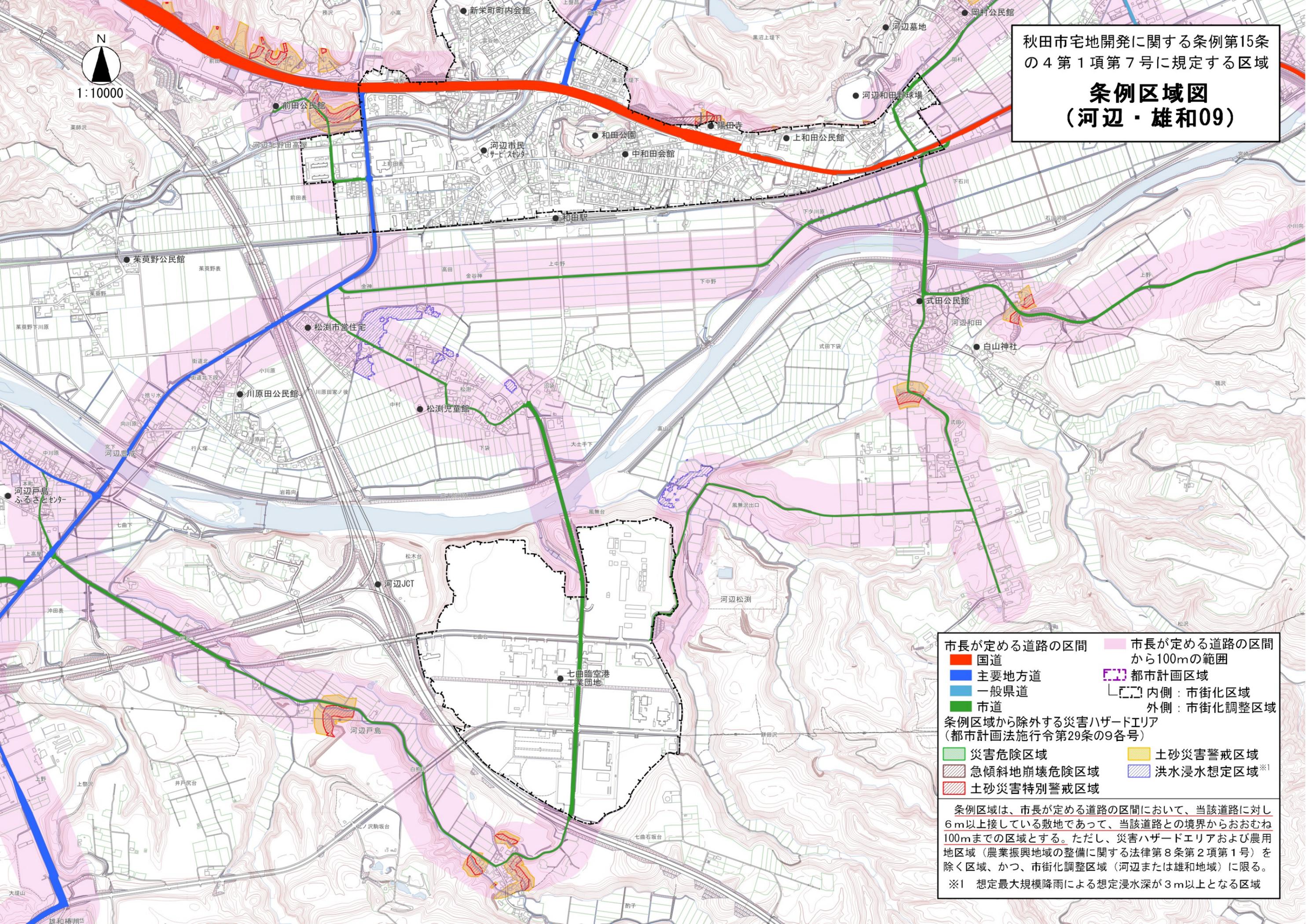
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。
※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



1:10000

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和09)



市長が定める道路の区間 ● 国道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲
● 主要地方道	都市計画区域
● 一般県道	内側：市街化区域
● 市道	外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

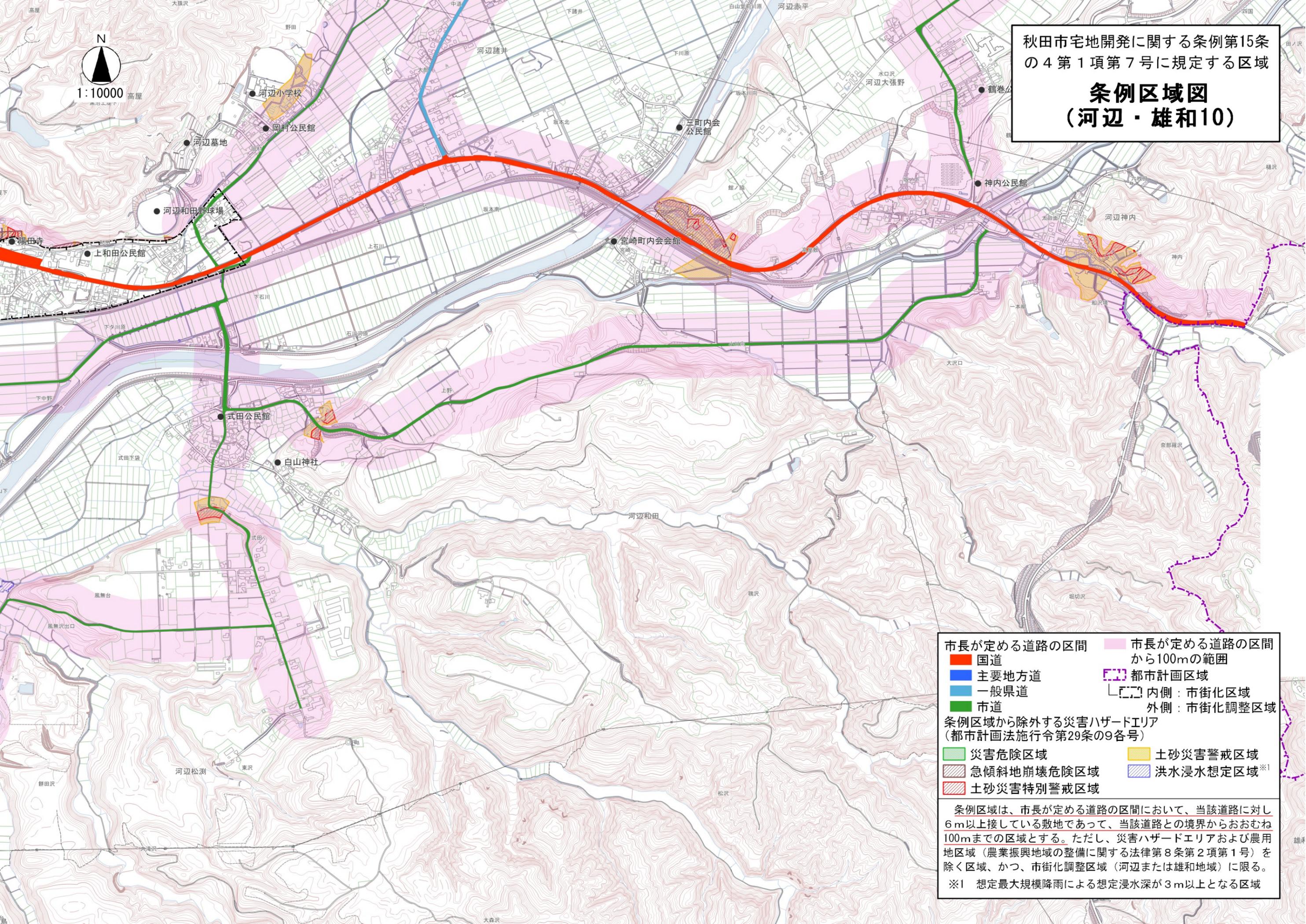
災害危険区域	土砂災害警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	洪水浸水想定区域※1
土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和10)

N
 1:10000 高屋



市長が定める道路の区間
 国道
 主要地方道
 一般県道
 市道

市長が定める道路の区間から100mの範囲
 都市計画区域
 内側：市街化区域
 外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

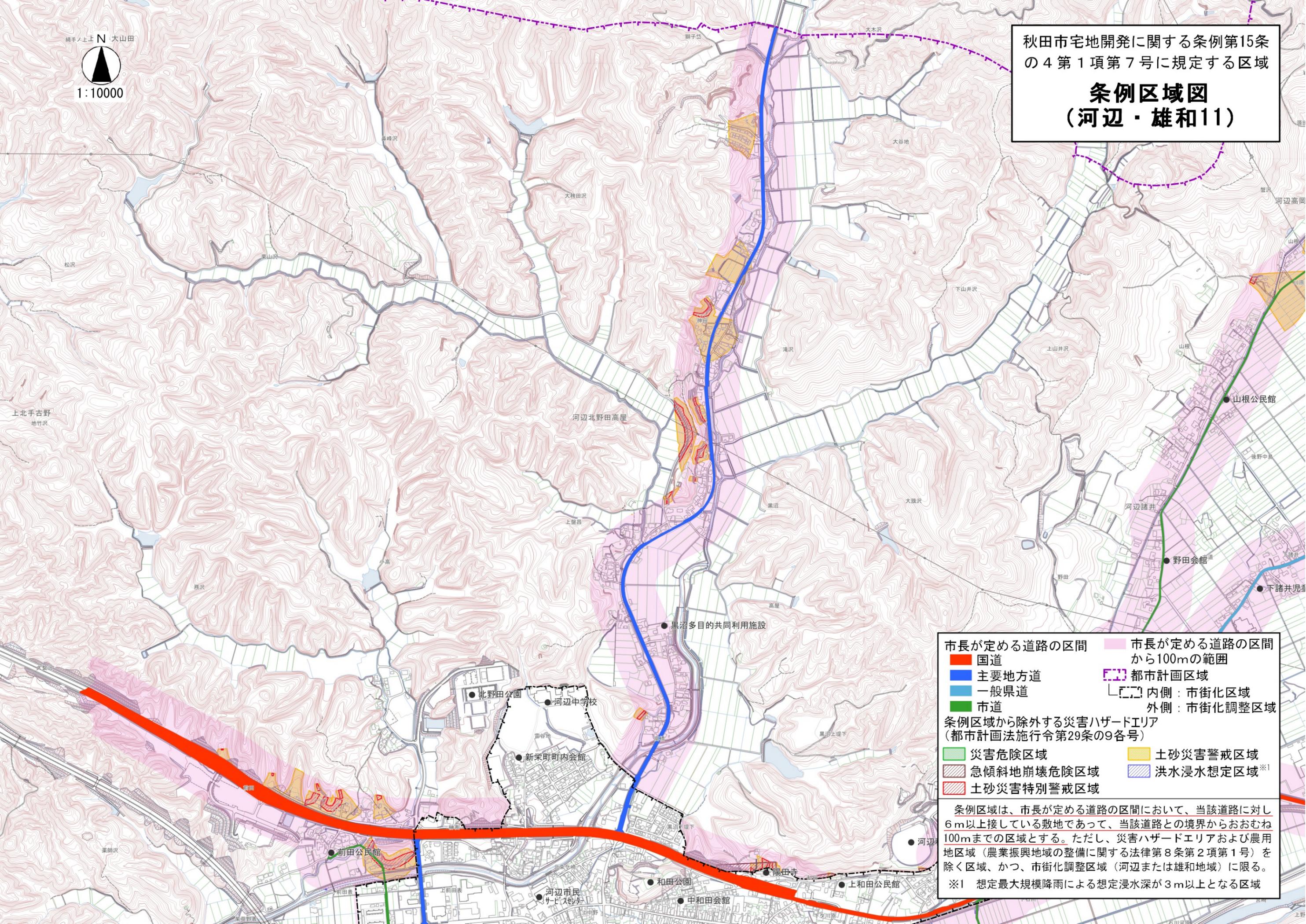
災害危険区域
 急傾斜地崩壊危険区域
 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域
 洪水浸水想定区域※1

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

錦手ノ上王 N 大山田
1:10000

秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和11)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

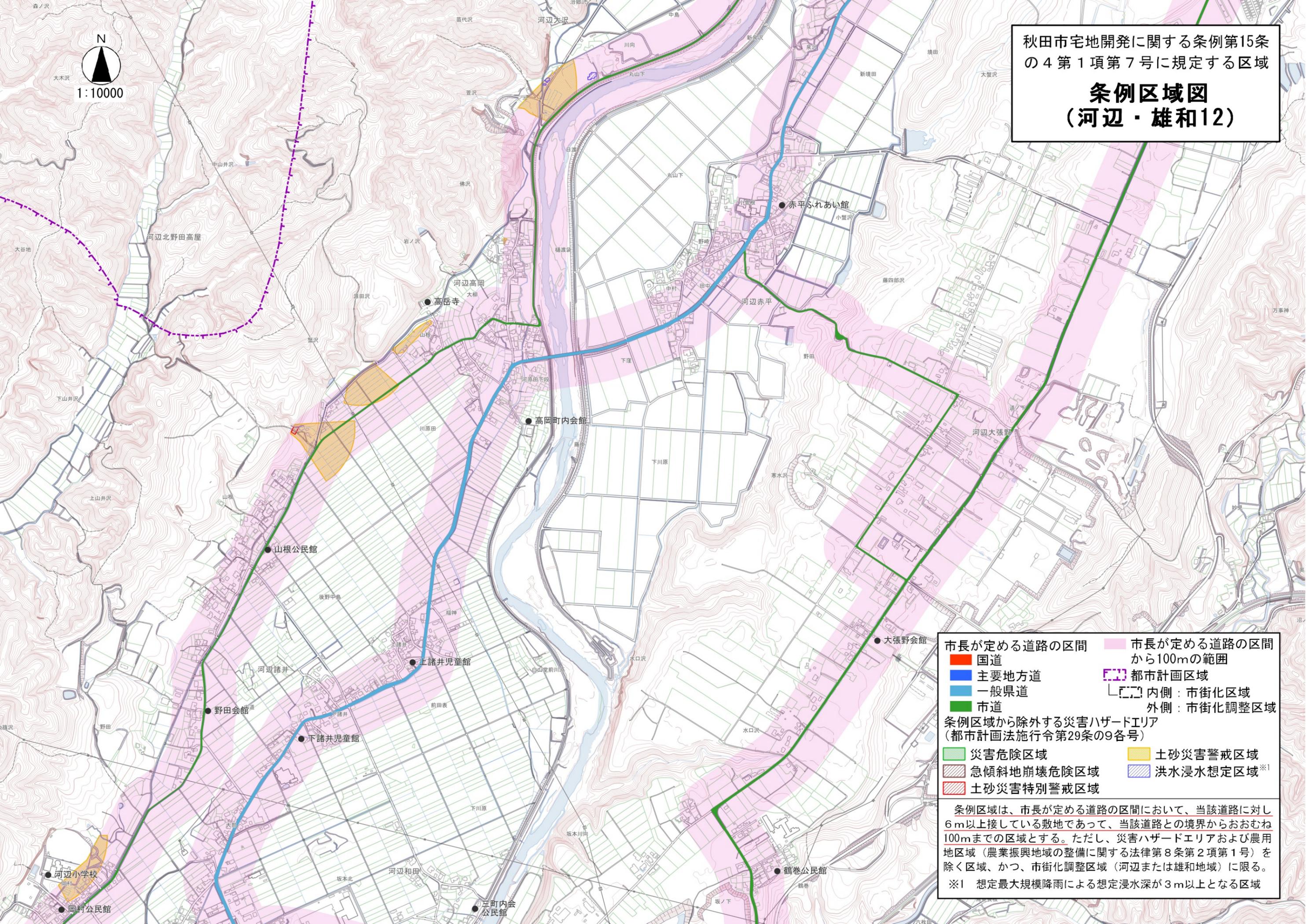
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

条例区域図 (河辺・雄和12)



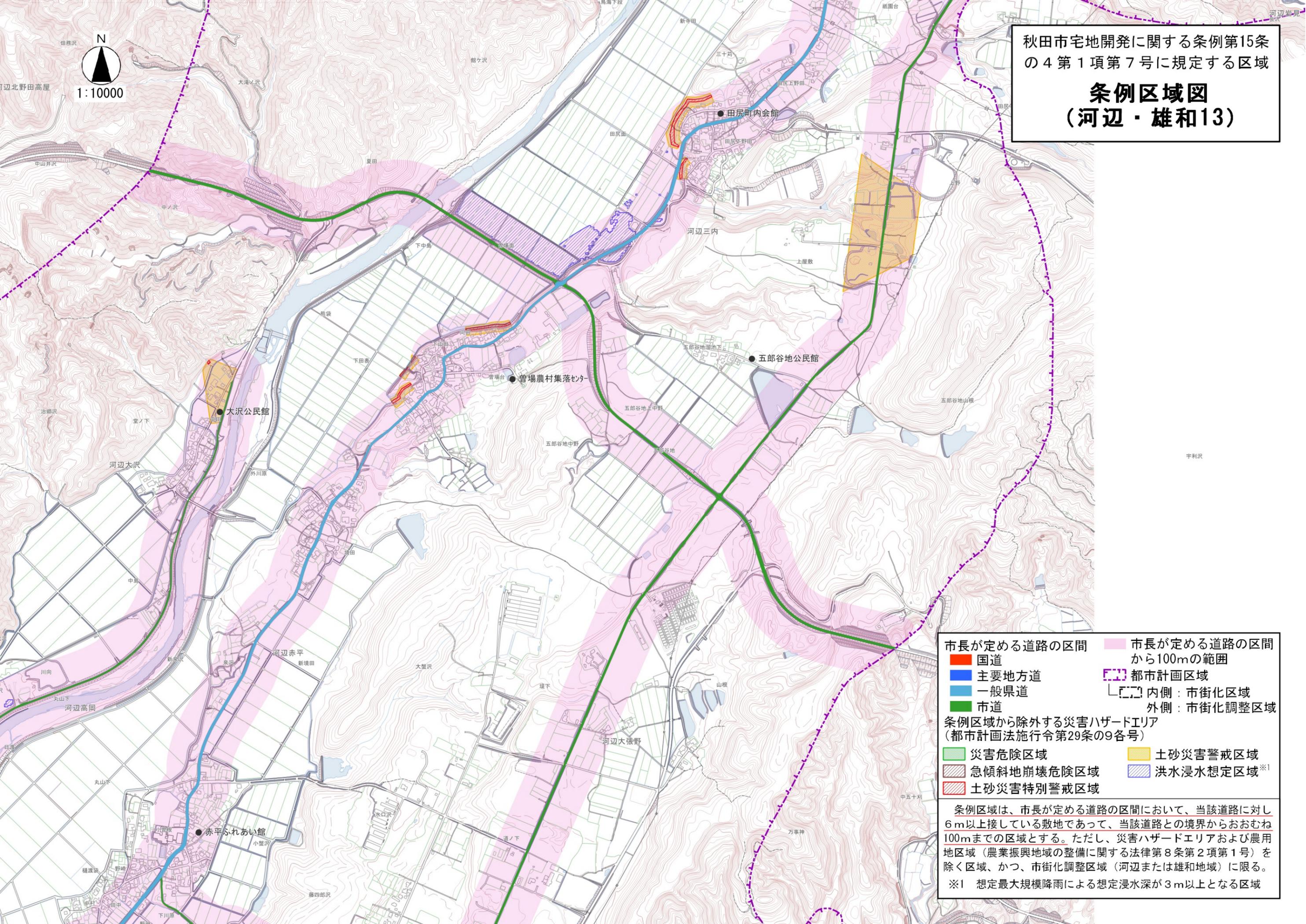
市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
● 主要地方道	□ 内側：市街化区域
● 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条
 の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和13)

市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

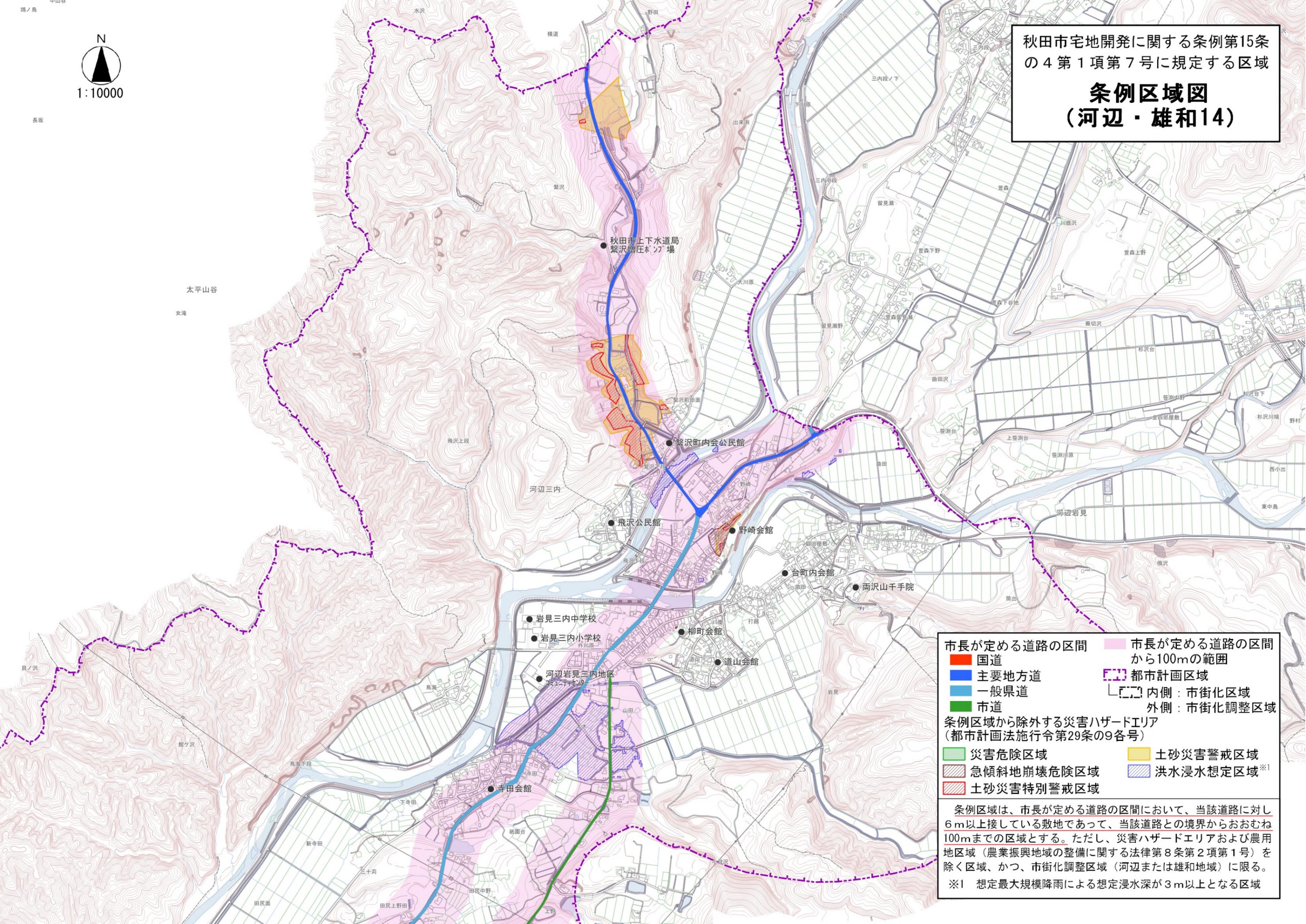
条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域
条例区域図
(河辺・雄和14)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	
■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域